

鳥取県無電柱化推進計画

令和3年3月

鳥取県県土整備部道路企画課

目次

1	はじめに	1
2	無電柱化の推進に関する基本的な方針	1
	（1）鳥取県管理道路における無電柱化の現状.....	1
	（2）今後の無電柱化の取り組み.....	1
3	計画の期間.....	2
4	無電柱化の推進に関する目標	2
5	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	3
	（1）無電柱化事業の実施	3
	（2）占用制度の運用	6
6	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項.....	7
<参考資料>		
	無電柱化実施済み区間	9
	鳥取県東部・中部・西部無電柱化整備図	10
	電柱類占用制限対象区域.....	13

1 はじめに

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく歩行者や車椅子の通行の妨げとなるとともに、地震等の災害時に電柱が倒れた場合、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。

しかし、我が国の無電柱化率は欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べ極めて低い状況にある。

このような状況に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行されたところである。

ついで、本県においても無電柱化の重要性に関する県民の理解を深めるとともに、無電柱化に関する施策を推進していくため、「無電柱化法」に基づく令和3年度以降の「無電柱化推進計画」を定めるものである。

2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 鳥取県管理道路における無電柱化の現状

鳥取県では、昭和61年度から国の電線類地中化計画等に基づき、道路管理者と電線管理者が協議の上でDID区域（人口集中地区）や災害時における緊急輸送道路、またバリアフリー重点整備地区等を対象として整備計画を策定し整備を進めてきた。

これまで整備を進めた結果、市街地部の緊急輸送道路等で整備が進み、災害時の安全確保や、良好な景観形成に寄与しているものの、防災拠点施設間の結節やネットワークとしての整備ができていないといった課題がまだあり、無電柱化が十分に進んでいるとは言い難い状況である。

(2) 今後の無電柱化の取り組み

防災の観点、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、県民と関係者の理解、協力を得つつ、無電柱化を推進していくこととする。

<無電柱化の計画対象道路>

① 防災・減災、国土強靱化

人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、災害時の被害が甚大となる恐れがある都市部（DID区域）内の緊急輸送道路等

② 安全・円滑な交通確保

安全かつ円滑な交通の確保のためにバリアフリー化が必要な、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路

③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

④ 県内の DID 区域内にある主要な駅の周辺道路

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

4 無電柱化の推進に関する目標

<優先着手区間の考え方>

県計画では、計画対象道路のうち、防災・減災、国土強靱化に資する都市部（DID区域）内の緊急輸送道路を最優先と位置付け、更に次の観点で選定した所要の幅員を有する区間（※）を優先着手区間とし、関係者との協議が整った区間から無電柱化の着手を目指す。

- ・広域交通網へのアクセス区間
- ・地域防災拠点病院へのアクセス区間
- ・無電柱化実施済み区間の連続区間
- ・市町村事業と連携する区間

※電線共同溝の設置が可能な幅員 2.5m 以上の両側歩道を有する区間を基本とする

表 1 無電柱化計画区間

路線名	箇所	着手予定 道路延長 (km)	着手時期等
県道倉吉青谷線	倉吉市八屋～山根	0.82	事業中
県道西町鳥取停車場線	鳥取市瓦町	0.15	令和3年以降に着手予定
県道鳥取国府線	鳥取市末広温泉町	0.25	令和3年以降に着手予定
国道181号	米子市博労町～道笑町	0.75	令和3年以降に着手予定
県道大山寺岸本線	伯耆町小林	0.25	令和3年以降に着手予定

5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 無電柱化事業の実施

ア 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みとなっている。

費用負担は電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担する。

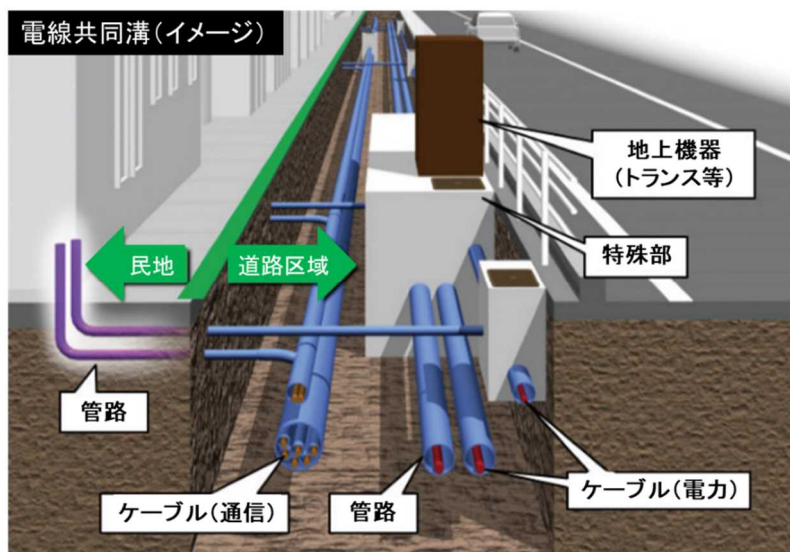
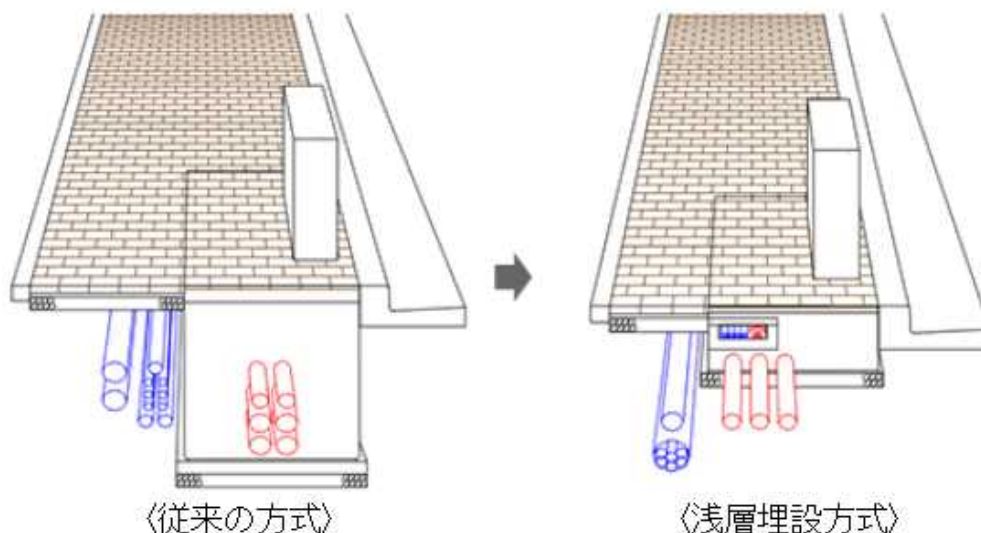


図1 電線共同溝イメージ (出典：国土交通省ホームページ)



電線類の埋設深を浅くすることで、埋設する際の掘削等の土量を削減でき、特殊部も小型化するので従来の埋設深に比べ建設費を抑えることが可能

図2 浅層埋設方式による無電柱化イメージ図 (出典：国土交通省ホームページ)

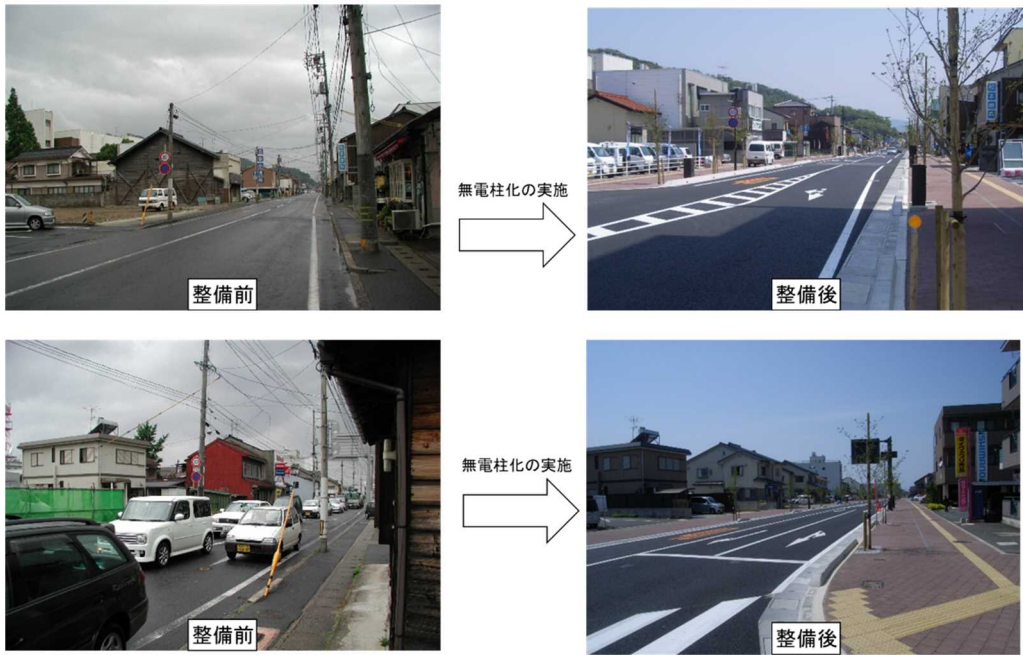


写真1 電線共同溝整備事例（鳥取市内）

管路の浅層埋設 (実用化済) 現行より浅い位置に埋設	小型ボックス活用埋設 (実用化済) 小型化したボックス内に ケーブルを埋設	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施) ケーブルを地中に直接埋設
 <p>管路の事例(国内)</p>	 <p>小型ボックスの事例</p>	 <p>直接埋設の事例(京都)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行) ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度) ・実証実験を実施(平成29年度)

図3 低コスト手法による無電柱化（出典：国土交通省ホームページ）

イ 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

費用は管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担する。

ウ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する。

費用は全額電線管理者が負担する。

エ 要請者負担方式

各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原則として費用は全額要請者が負担する。

オ 軒下配線方式・裏配線方式

(ア) 軒下配線

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

(イ) 裏配線

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家屋への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法。



図4 軒下配線方式・裏配線方式（出典：国土交通省ホームページ）

(2) 占用制度の運用

ア 占用制限制度の適切な運用

道路法第37条に基づき、道路管理者は県管理の緊急輸送道路等において、占用制限区域を指定し、新設電柱の占用を制限するとともに、既設電柱の更新及び新設の際には、道路区域外への移設を働きかける。

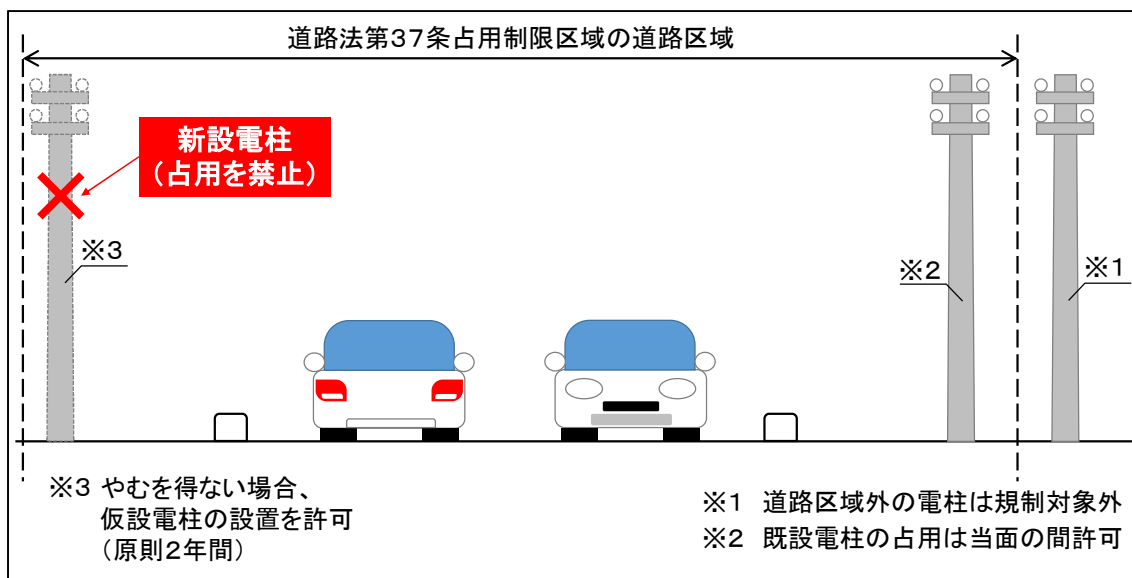


図5 道路法第37条占用制限区域における新設電柱の占用禁止措置

イ 道路事業に併せた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、電線管理者が道路事業の実施と併せて無電柱化を行うことができるよう、道路管理者は電線管理者に道路事業の実施予定を、その事業の着手2年前までに通知し、無電柱化の実施について調整する。

6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 無電柱化の啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に関して県民の理解が得られるよう、無電柱化に関する施策やその取組状況について、鳥取県のホームページや広く県民が参集するイベント等を通し無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

(2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに県内の取組について情報共有を図る。

参 考 资 料

無電柱化実施済み区間

表 2 無電柱化実施済み区間一覧

市町村	道路種別	路線名	整備箇所		整備延長 (m)
			起点	終点	
米子市	補助国道	一般国道181号 (現 県道米子広瀬線)	米子市末広町	米子市明治町	150
鳥取市	主要地方道	鳥取停車場線	鳥取市永楽温泉町	鳥取市永楽温泉町	150
鳥取市	主要地方道	鳥取停車場線	鳥取市栄町	鳥取市栄町	150
米子市	主要地方道	米子停車場線	米子市明治町	米子市茶町	600
鳥取市	一般県道	西町鳥取停車場線 (現 市道駅前太平洋線)	鳥取市栄町	鳥取市栄町	300
鳥取市	主要地方道	鳥取福部線	鳥取市永楽温泉町	鳥取市東品治	250
鳥取市	一般県道	八坂鳥取停車場線	鳥取市扇町	鳥取市扇町	250
鳥取市	一般県道	八坂鳥取停車場線	鳥取市扇町	鳥取市扇町	200
米子市	主要地方道	米子停車場線	米子市東町	米子市加茂町二丁目	800
米子市	主要地方道	米子境港線	米子市加茂町二丁目	米子市西町	100
米子市	補助国道	一般国道180号 (現 国道181号)	米子市富士見町	米子市富士見町	440
米子市	補助国道	一般国道180号 (現 国道181号)	米子市富士見町	米子市糺町	880
米子市	補助国道	一般国道180号 (現 県道米子広瀬線)	米子市万能町	米子市弥生町	340
鳥取市	一般県道 (主要地方道)	鳥取国府線 (現 鳥取福部線)	鳥取市東品治	鳥取市東品治	280
鳥取市	一般県道 (主要地方道)	鳥取国府線 (現 鳥取福部線)	鳥取市東品治	鳥取市永楽温泉町	300
倉吉市	一般県道	倉吉停車場線	倉吉市上井	倉吉市上井	180
倉吉市	主要地方道	倉吉青谷線	倉吉市上井	倉吉市山根	830
米子市	一般県道	皆生西原線	米子市西福原	米子市西福原	300
米子市	主要地方道	米子境港線	米子市加茂町	米子市内町	1,060
三朝町	主要地方道	鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町三朝	東伯郡三朝町三朝	680
米子市	補助国道	一般国道180号 (現 国道181号)	米子市富士見町	米子市糺町	20
米子市	補助国道	一般国道180号 (現 県道米子広瀬線)	米子市万能町	米子市糺町	960
鳥取市	主要地方道	秋里吉方線	鳥取市扇町	鳥取市富安	1,000
鳥取市	主要地方道	秋里吉方線	鳥取市富安	鳥取市富安	260
米子市	主要地方道	米子境港線	米子市内町	米子市内町	420
倉吉市	主要地方道	倉吉青谷線	倉吉市山根	倉吉市伊木	380
倉吉市	主要地方道	倉吉福本線	倉吉市宮川町	倉吉市湊町	650
鳥取市	一般県道	田島片原線	鳥取市片原	鳥取市片原	935
鳥取市	一般県道	鳥取国府線	鳥取市末広温泉町	鳥取市末広温泉町	100
米子市	一般県道	皆生西原線	米子市西福原	米子市西福原	340
米子市	一般県道	皆生西原線	米子市東福原	米子市西福原	1,300
米子市	一般県道	米子港線	米子市角盤町	米子市義方町	1,770
倉吉市	一般県道	木地山倉吉線	倉吉市駄経寺	倉吉市駄経寺	300
倉吉市	一般県道	木地山倉吉線	倉吉市駄経寺	倉吉市住吉町	543
倉吉市	一般県道	海田倉吉停車場線	倉吉市上井	倉吉市海田東町	1,400
倉吉市	主要地方道	倉吉青谷線	倉吉市山根	倉吉市伊木	35
倉吉市	主要地方道	倉吉福本線	倉吉市宮川町	倉吉市湊町	330
鳥取市	一般県道	樗谿神社線 (現 樗谿公園線)	鳥取市上魚町	鳥取市大工町頭	1,140
米子市	一般県道	皆生西原線	米子市東福原	米子市西福原	240

鳥取県東部・中部・西部無電柱化整備状況図

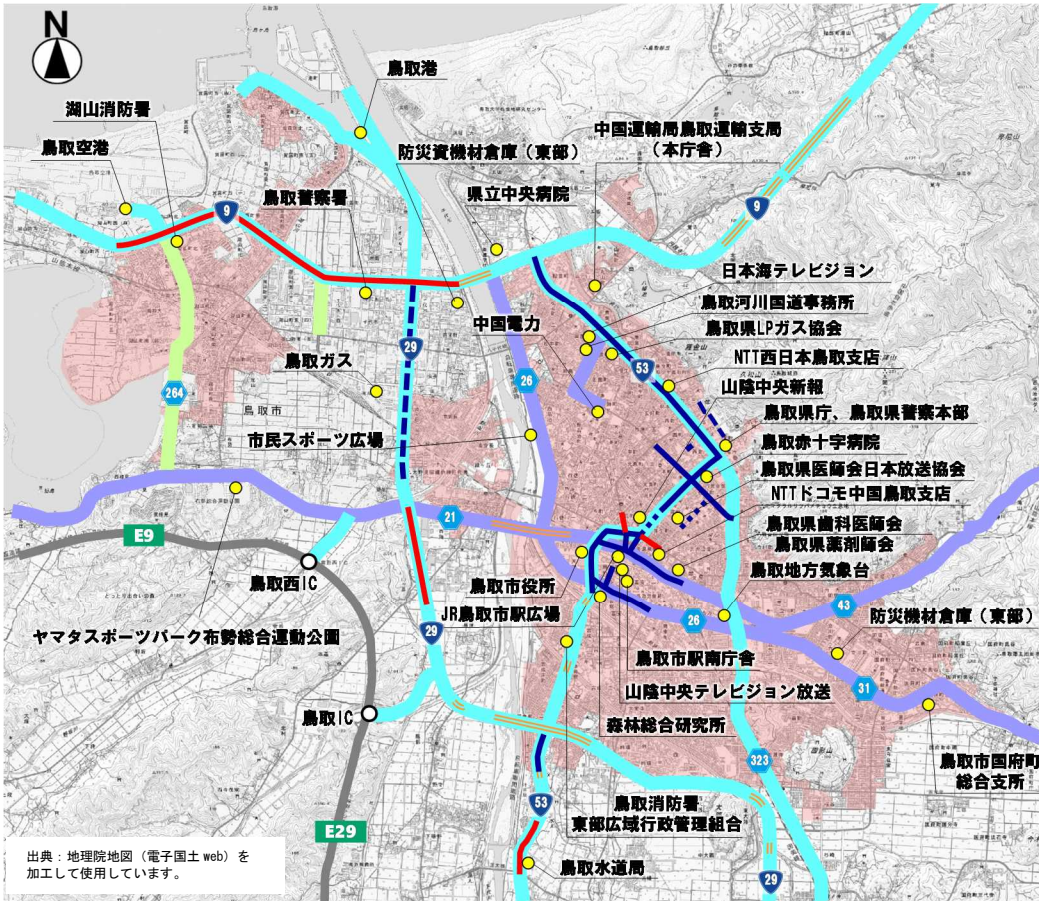


図6 鳥取県東部地区無電柱化整備状況

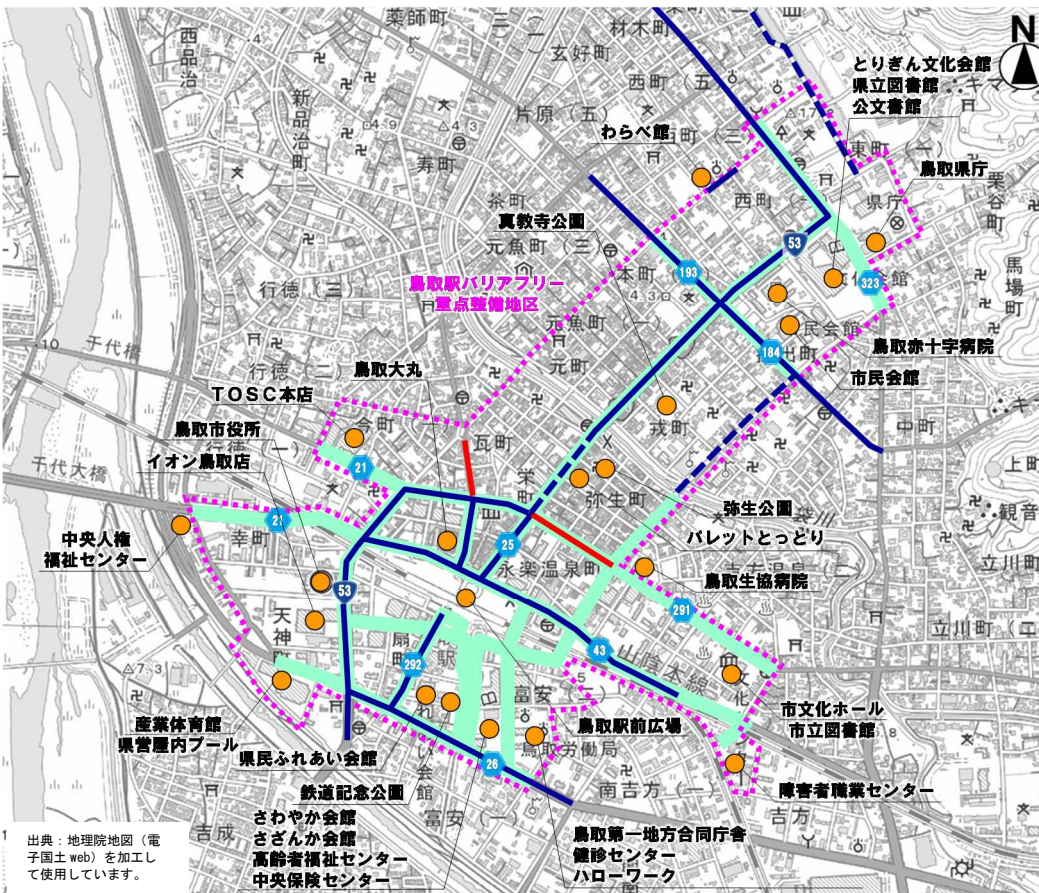
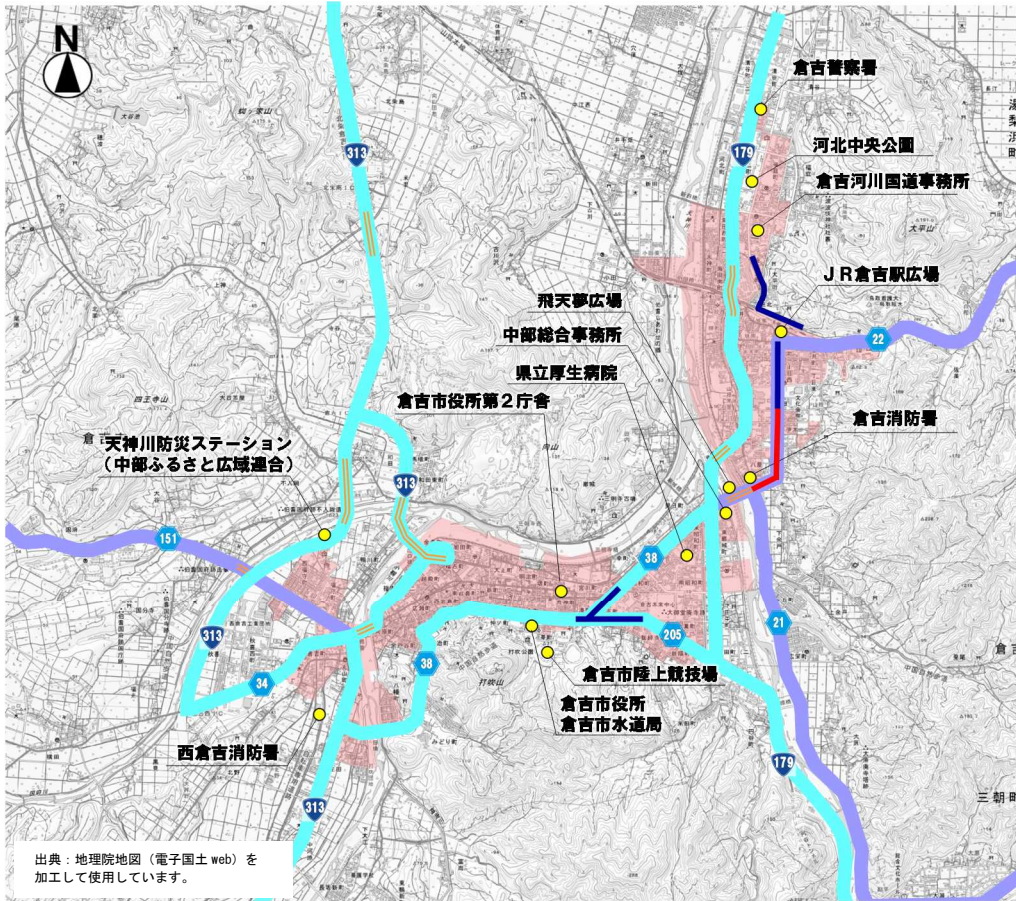


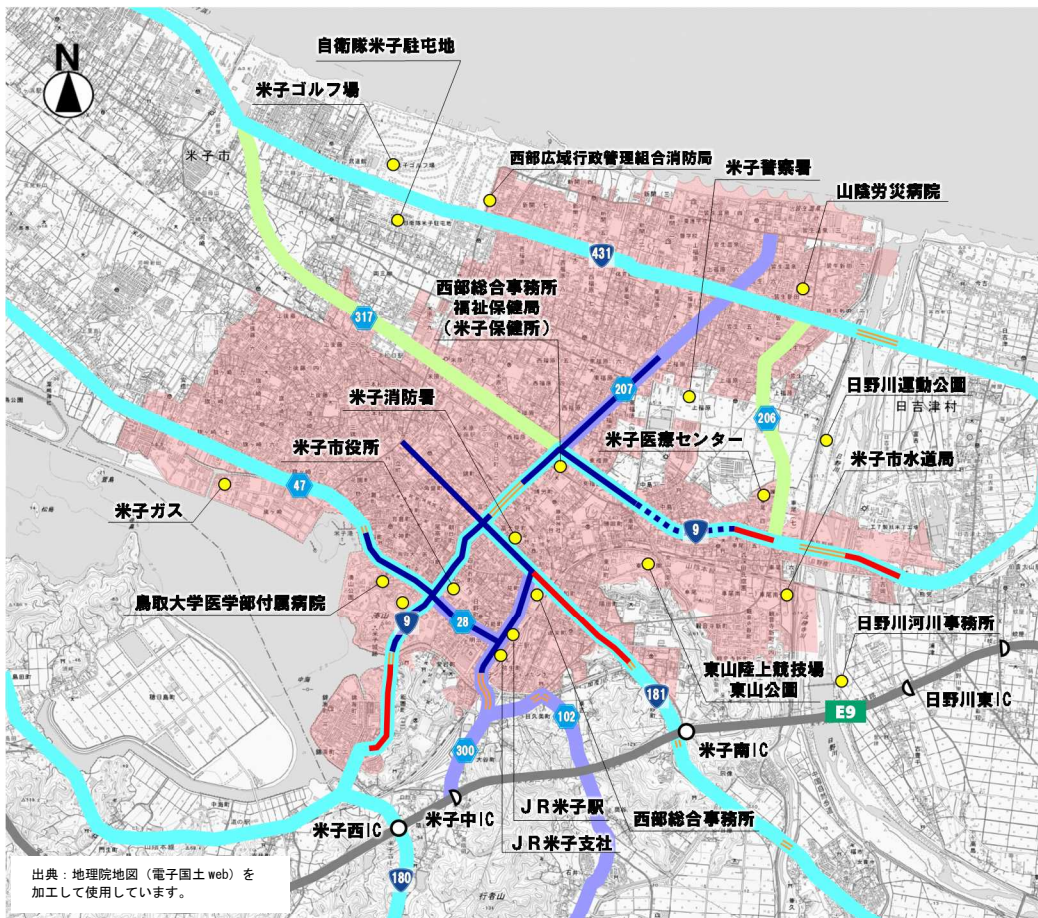
図7 鳥取県東部地区無電柱化整備状況(バリアフリー重点整備地区)



無電柱化整備済区間	
無電柱化整備中区間	
着手予定区間	
橋梁・高架・トンネル区間等	

DID地区	
防災拠点(避難地、総合病院等)	名称
第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

図8 鳥取県中部地区無電柱化整備状況



無電柱化整備済区間	
無電柱化整備中区間	
着手予定区間	
橋梁・高架・トンネル区間等	

DID地区	
防災拠点(避難地、総合病院等)	名称
第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

図9 鳥取県西部地区無電柱化整備状況①

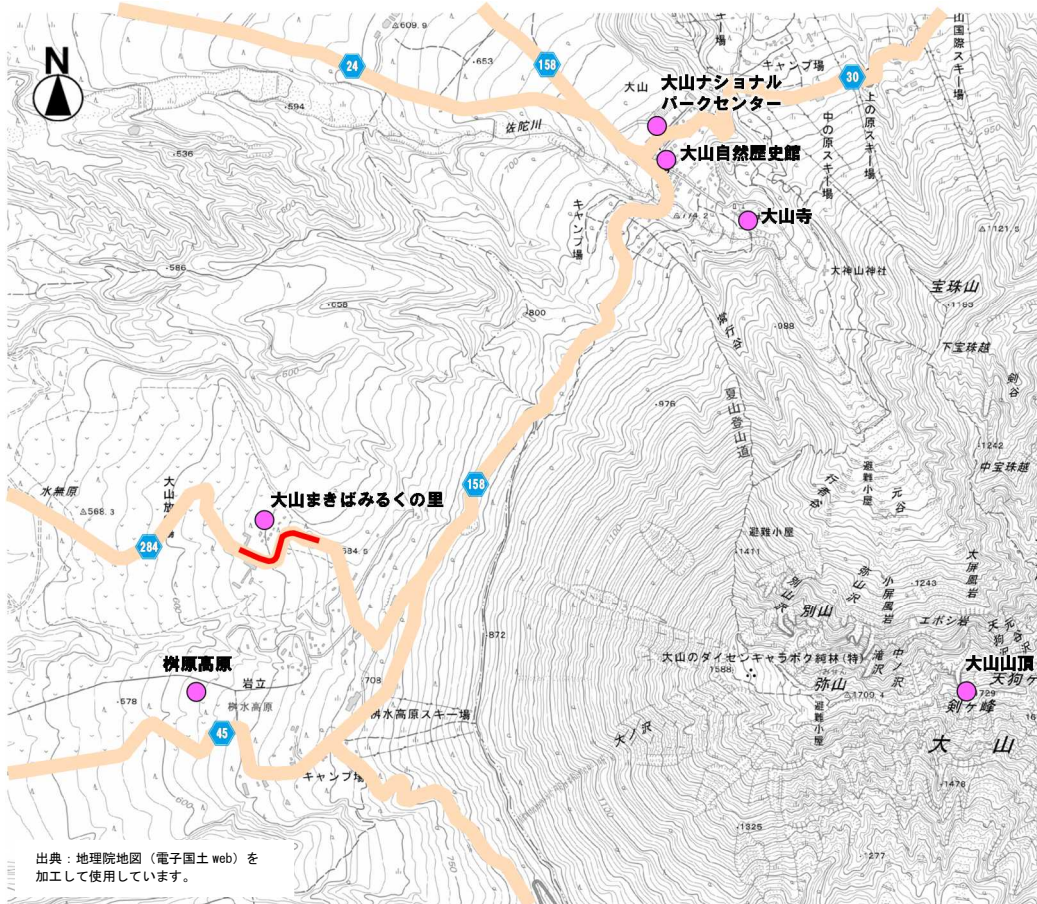


図 10 鳥取県西部地区無電柱化整備状況②



図 11 鳥取県西部地区無電柱化整備状況③

電柱類占用制限対象区域

表3 道路法第37条第1項 占用制限対象区域一覧

該当項目	路線名	対象区間	
①第一次緊急輸送道路	一般国道178号	別添「鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画図」のとおり	
	一般国道179号		
	一般国道180号		
	一般国道181号		
	一般国道183号		
	一般国道313号		
	一般国道373号		
	一般国道431号		
	県道鳥取港線		
	県道倉吉福本線		
	県道米子境港線		
	県道鳥取河原用瀬線		
	県道倉吉赤碕中山線		
	県道鳥取空港布勢線		
	県道米子空港線		
	県道木地山倉吉線		
	県道倉吉環状線		
県道若葉台東町線			
県道渡余子停車場線			
県道河原インター線			
②自動車のみ的一般交通の用に供されている道路 【①に含むものは除く】	県道秋里吉方線	鳥取市秋里	鳥取市富安一丁目
③無電柱化実施済区間 【①に含むものは除く】	県道米子広瀬線	米子市糺町2丁目	米子市大谷町
	県道皆生西原線	米子市上福原3丁目	米子市西福原1丁目
	県道米子港線	米子市錦町3丁目	米子市角盤町2丁目
	県道米子停車場線	米子市明治町	米子市加茂町2丁目
	県道海田倉吉停車場線	倉吉市上井	倉吉市海田東町
	県道樗谿公園線	鳥取市上魚町	鳥取市大工町
	県道倉吉青谷線	倉吉市上井町2丁目	倉吉市八屋
	県道倉吉停車場線	倉吉市上井	倉吉市上井2丁目
	県道田島片原線	鳥取市片原4丁目	鳥取市片原1丁目
	県道鳥取停車場線	鳥取市東品治町	鳥取市末広温泉町
	県道鳥取福部線	鳥取市永楽温泉町	鳥取市東品治
	県道八坂鳥取停車場線	鳥取市扇町	鳥取市扇町
	県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三朝	東伯郡三朝町大字三朝
④その他防災上の主要道路	県道米子環状線	米子市和田町	米子市葭津

鳥取県無電柱化推進計画

2021年3月

鳥取県県土整備部道路企画課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地